

お得意先各位

SC発第20-1507
2020年12月1日
株式会社 イシダ
テクニカルサポート部門

発送部品についての情報通知の件

「当社からお得意先各位に発送させて頂く部品」注)において、対象物品が裸食品である場合に、当該裸食品に直接接触する合成樹脂パーツ（ゴムを除く）は、食品衛生法第18条第3項（食品衛生法：2020年6月1日施行）に規定する政令で定める材質の原材料であって、同条第1項の規定により定めた規格に適合しているもの、または同条第3項ただし書に該当するもののみを使用した部品であることを通知します。

なお、令和2年厚生労働省告示第196号にありますように、施行後5年間は、経過措置期間が設けられています。

すなわち、本告示による改正前の規格基準に適合することを前提として、施行日より前に既に流通している器具・容器包装、あるいはそれと同様と判断できる器具・容器包装に使用されている原材料であれば、当該期間内は、上記告示による改正後の食品、添加物等に関する規格基準の別表第1（国PL）に掲げられているものとみなされ、経過措置対象としての取扱いを受けることができます。

注) 対象は2020年6月1日以降に発送させて頂いた部品。

当社製品の部品以外についてはこの限りではございません。

* 本件についてのお問い合わせ

お問い合わせ先：株式会社イシダ テクニカルサポート部門

電話番号：03-3962-6230

受付時間：9:00～18:00（土日祝日を除く）

以上